

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○指定代理納付者の指定	(税 務 課)	一
○ふるさと宮城寄附金の収納事務の委託	(同)	一
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	一
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	二
○道路の区域変更(二件)	(道 路 課)	二
○土地区画整理組合の理事についての届出	(都市計画課)	二
○教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則		三
選挙管理委員会		三
○政治団体の届出		三
○政治団体の届出事項の異動届		三
○政治団体の解散届		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)		五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)		五
○資金管理団体の届出		六
○資金管理団体の指定取消しの届出		六
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		六

告 示

ページ

○宮城県告示第四百二十二号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。
令和三年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

S B ベイメントサービス株式会社 東京都港区東新橋二丁目九番二号

株式会社ジャパネットたかた 長崎県佐世保市日宇町二七八一番地

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

寄附金(ふるさと宮城寄附金に限る。)

三 指定期間

令和三年五月十二日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、ふるさと宮城寄附金の収納事務を令和三年五月十二日次のとおり委託した。
令和三年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都港区三田一丁目四番一号

株式会社ジャパネットサービスインベーション

二 委託期間

令和三年五月十二日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
令和三年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和三年五月二十一日

○宮城県告示第四百二十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、志津川町加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。
令和三年五月二十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
その関係図面は、令和三年五月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和三年五月二十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻鹿島台色麻線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	一・二・六 一五・九	一、三九九・四
二二・六 二二・七	一・二・六 一五・九	一、三九九・四	一、三九九・四		

○宮城県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
その関係図面は、令和三年五月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和三年五月二十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清水浜志津川港線
- 三 道路の区域

変更の区間

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	前	後	前	一六・五 三七・八	一一〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一六・五 三七・八	一六・五 三七・八	一一〇・〇	一一〇・〇			

○宮城県告示第四百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。
令和三年五月二十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称 名取市飯野坂東部土地区画整理組合
 - 二 事務所所在地 名取市増田二丁目二番二十号
 - 三 届出の内容 理事に就任した者
- | 氏名 | 住所 |
|--------|-----------------|
| 阿部 栄一 | 名取市増田二丁目一番八十五号 |
| 中澤 文明 | 名取市飯野坂一丁目七番四十二号 |
| 庄司 高豊 | 名取市飯野坂六丁目一番二十一号 |
| 相原 英幸 | 名取市飯野坂二丁目二番四十七号 |
| 中澤 捷偉 | 名取市飯野坂六丁目六番九号 |
| 相澤 良朋 | 名取市飯野坂六丁目六番三十三号 |
| 佐々木 範明 | 名取市飯野坂六丁目二番十一号 |
| 相澤 広治 | 名取市飯野坂四丁目八番四十一号 |
| 相澤 雅彦 | 名取市飯野坂四丁目八番三十七号 |

教育委員会

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年五月二十一日
宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第八号
教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則
教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「、前回」を「（初回の申請の場合及び二回目以降の申請の場合で前回）」に、「有効期間延長証明書（施行規則第六十一条の十）」を「有効期間延長証明書（同条）」に改め、「延長に関する証明書をいう。以下同じ。」の下に「に記載されている普通免許状又は特別免許状以外の免許状を有する場合に限る。第四項及び次条において同じ。」及び前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書」を加え、同条第四項第一号及び第七条第二項第一号中「、前回」を「及び前回」に改める。
第八条第二項第一号を次のように改める。

一 免許状の写し又は免許状授与証明書（初回の申請の場合及び二回目以降の申請の場合で改正省令附則第十五条の規定により発行された更新講習修了確認、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認、同条第四項に規定する修了確認期限の延期又は同条第五項括弧書きに規定する認定に関する証明書（以下「更新講習修了確認等証明書」という。）に記載されている普通免許状又は特別免許状以外の免許状を有する場合に限る。）及び更新講習修了確認等証明書

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和三年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称
代表者の氏名
会計責任者の氏名
主たる事務所の所在地
届出年月日

阿部まさはる後援会 須田 祥蔵 柳田 貴之 石巻市渡波字祝田の壹一―三 令和二年六月十六日
雨森修一後援会 遠藤 茂 雨森 礼子 多賀城市中央二―九―五 令和二年七月十四日

菊地崇良政策ラボ 菊地 崇良 菊地 正人 仙台市若林区伊在一―二―二七 令和三年四月七日
東北未来フォーラム 磐下 英二 磐下 英二 仙台市青葉区荒巻本沢三―二〇―二九 令和三年四月八日

○宮選管告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
令和三年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称
代表者の氏名
異動事項
新
旧
異動年月日

明日の緒絶川を考え
斎藤 祐馬
代表者の氏名
斎藤 祐馬
伊藤 岳大
令和三年四月二十日

伊藤ゆうこ後援会 高田 孝二
主たる事務所の所在地
加美郡加美町上
狼塚字東北原一―二―一六
加美郡加美町上
狼塚字大堤東二
令和三年四月八日

菊地たかよし後援会 菊地 崇良
代表者の氏名
菊地 崇良
針生 憲一
平成二十九年一月一日

菊地たかよし後援会 針生 憲一
代表者の氏名
針生 憲一
菊地 崇良
令和三年一月一日

布田一民後援会 武蔵谷 博
代表者の氏名
武蔵谷 博
星 克巳
令和三年四月一日

宮城未来政策研究会 阿部 康志
会計責任者の氏名
遠藤 拓弥
阿部 祥大
令和三年四月一日

山田しろう後援会 佐々木昌之
代表者の氏名
佐々木昌之
佐々木常夫
令和三年四月一日

渡辺しげみつ後援会 日下 清一
主たる事務所の所在地
亶理郡亶理町吉田字流一三三一―二七
亶理郡亶理町吉田字小橋一四五
令和二年十二月二十二日

代表者 日下 清一 渡邊 重益
 の氏名
 会計責任者 菊池 秀治 渡邊 美和
 の氏名

○宮選管告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
 令和三年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
阿部まさはる後援会	須田 祥蔵	令和二年三月三十一日
あめもり修一後援会	遠藤 茂	令和二年三月三十一日
岡崎たかし後援会	佐藤 能文	令和三年四月三十日
日野しゅういつ後援会	日野 秀逸	令和三年三月三十日
150万仙台プロジェクト	庄子三奈子	令和二年十二月三十一日
渡辺あつし里海会后援会	星 光二	令和三年三月三十一日

○宮選管告示第六十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

阿部まさはる後援会
 報告年月日 2. 6. 16 (2. 3. 31解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

あめもり修一後援会

報告年月日 2. 6. 17 (2. 3. 31解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

○宮選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 令和三年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

阿部まさはる後援会

報告年月日 2. 6. 16 (2. 3. 31解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

あめもり修一後援会

報告年月日 2. 6. 17 (2. 3. 31解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

岡崎たかし後援会

報告年月日 3. 4. 30 (3. 4. 30解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

150万仙台プロジェクト

報告年月日 3. 4. 19 (2. 12. 31解散)

1 収入総額 411,662
 前年繰越額 411,662

2 支出総額 0
 3 資産等の内訳 [借入金]

<p>林宙紀</p> <p>3000,000</p> <p>渡辺あつし里海会後援会</p> <p>報告年月日 3. 4. 19 (3. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第六十一号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和三年五月二十一日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章 太 郎</p> <p style="text-align: center;">政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>阿部まさはる後援会</p> <p>報告年月日 2. 6. 16 (2. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>あめもり修一後援会</p> <p>報告年月日 2. 6. 17 (2. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>岡崎たかし後援会</p> <p>報告年月日 3. 4. 30 (3. 4. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>日野しゅういつ後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 31 (3. 3. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>1 50万仙台プロジェクト</p>	<p>報告年月日 3. 4. 19 (2. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 411,662</p> <p>前年繰越額 411,662</p> <p>2 支出総額 411,662</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>政治活動費 411,662</p> <p>その他の経費 411,662</p> <p>4 資産等の内訳</p> <p>〔借入金〕 411,662</p> <p>林宙紀 2,588,338</p> <p>渡辺あつし里海会後援会</p> <p>報告年月日 3. 4. 19 (3. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第六十三号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和三年五月二十一日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章 太 郎</p> <p style="text-align: center;">政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>岡崎たかし後援会</p> <p>報告年月日 3. 4. 30 (3. 4. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>日野しゅういつ後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 31 (3. 3. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>
--	---

渡辺あつし里海会後援会

報告年月日 3. 4. 19 (3. 3. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮選管告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和三年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

菊地 崇良 仙台市議会議員 菊地たかよし後援会 七 仙台市若林区伊在 一 一 二 一 二 平成二十九年一月一日

菊地 崇良 仙台市議会議員 菊地崇良政策ラボ 七 仙台市若林区伊在 一 一 二 一 二 令和三年一月一日

○宮選管告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

令和三年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称

取消年月日

菊地 崇良 菊地たかよし後援会 令和二年十二月三十一日

○宮選管告示第六十六号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和三年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

東松島市立沼生活センター、東松島市上小松生活センター、東松島市手招集会所、東松島市五味倉生活センター、東松島市小分木生活センター、東松島市大島生活センター、東松島市裏沢生活センター、東松島市コミュニティセンター、東松島市大塩中区集会所、東松島市農村創作活動センター、東松島市農業構造改善センター、東松島市大塚地区コミュニティセンターの項を削り、東松島市矢本東市民センターの項の次に次のように加える。

- 東松島市大曲地区体育館 同 市小松字下浮足 一 一 二 番地
- 東松島市大塩地区体育館 同 市大塩字中沢 二 六 番地 一
- 奥松島運動公園体育館 同 市野蒜字亀岡 六 二 番地 一